

議員提出第4号議案

足立区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年6月8日

提出者

足立区議会議員	新井	ひでお
同	佐々木	まさひこ
同	ただ	太郎
同	ぬかが	和子
同	鈴木	あきら
同	たがた	直昭
同	長井	まさのり
同	岡安	たかし
同	かねだ	正
同	長谷川	たかこ
同	はたの	昭彦
同	工藤	哲也

足立区議会議長 古性重則 様

(提案理由)

一般質問に関する規定について整備する必要があるため、本案を提出する。

足立区議会会議規則の一部を改正する規則

足立区議会会議規則（昭和31年9月26日区議会議決）の一部を次のように改正する。

第59条に次の1項を加える。

- 4 第2項の規定に基づき通告していた議員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症の患者（当該感染症の患者であるとみなされた者も含む。）の濃厚接触者となり、議事堂に参集することが困難であり、当該質問ができないときは、議長は、当該議員の質問に対する回答を文書で提出するよう、区長に求めることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。